



熱海市告示第9号

令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨による災害により被災した納税者に対する市税の申告等の期限の延長の期日について、次のとおり告示する。

令和4年2月10日

熱海市長 齊藤 栄



熱海市税賦課徴収条例（平成16年熱海市条例第25号）第18条の2第1項の規定により、令和3年熱海市告示第103号において別途告示で定めることとされている期日は、その期限が令和3年7月3日から令和4年3月30日までの間に到来するものについて、令和4年3月31日とする。